

フランスの市民運動における 平和主義と女性の人権との接合

久保田茉莉*

目 次

はじめに

第1章 20世紀の市民運動における平和主義とフェミニズムの関係

第1節 黎明期

第2節 「フェミニズムと平和主義」国際会議

第3節 Andrée Michel の見解

(1) 平和主義者がフェミニストでなければならない理由

(2) フェミニストが平和主義者でなければならない理由

第4節 小 括

第2章 現代の平和運動とフェミニズム運動の接合

第1節 平和主義と女性の人権についての市民運動の認識

(1) 平和運動の認識

(2) フェミニズム運動の認識

第2節 平 和 白 書

(1) NATO に代わる安全保障

(2) 平和の文化と平和への権利

(3) 平和主義と人権保障の相互関係

(4) 平和主義と女性の人権

第3節 小 括

おわりに

はじめに

湾岸戦争期にアメリカで起こった女性の戦闘参加制限の解除要求を契機

* くはた・まり 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

として、フェミニスト¹⁾の間で女性兵士論争が活発化した。この論争は、「軍事組織において女性に男性と全く対等な処遇を行うかどうか²⁾」をめぐるものである³⁾。これに賛成するフェミニストは、平和問題とジェンダー問題とは独立した問題であると考えて、男女平等や女性の自己決定権を主張するのに対し、反対するフェミニストは、軍隊内男女平等要求はフェミニズムと相いれない、言い換えれば、平和主義はフェミニズムに内在するものであると考える。すなわち、この論争の根底には、平和主義とフェミニズムとの関係という問題がある。そして、この問題は、憲法学、社会学、女性史研究の大家をして、「フェミニズムの『難問』」⁴⁾、「『フェミニズムとは何か』について論者の立場の試金石」⁵⁾、「フェミニズムって何なのかということが非常に問われる」「究極のテーマ」⁶⁾などと言わしめてきた。

女性兵士問題は様々な分野の研究者による数多くの論考を生んだが、そもそも女性の戦闘参加制限の解除は、アメリカ最大の女性組織であるNOW (National Organization for Women, 全米女性機構)が求めたものであった。他方で、女性の平和運動⁷⁾や平和主義フェミニズム運動⁸⁾、それに協

1) フェミニズム、フェミニストの概念は時代や論者によって異なるが、本稿では、女性の権利や地位の向上、男女平等を求める思想や運動をすべて含むこととする。フェミニズムは時代を経るごとに発展してきており、その過程も含めて一つの流れとして分析するためである。

2) 江原由美子「ジェンダーの視点から見た近代国民国家と暴力」江原由美子編『性・暴力・ネーション』(勁草書房、1998年)300頁。

3) この論争の詳細については、拙稿「フランスにおける女性軍人の法的取扱いとその実態(1)」立命館法学396号(2021年)78-90頁参照。軍事組織をめぐるジェンダーイデオロギーを類型化したものとして、佐藤文香『軍事組織とジェンダー——自衛隊の女性たち』(慶應義塾大学出版会、2004年)57-85頁。

4) 辻村みよ子『憲法とジェンダー』(有斐閣、2009年)260頁。

5) 上野千鶴子『生き延びるための思想 新版』(岩波書店、2012年)55頁。

6) 「ひろしま女性学講座」における加納実紀代の発言(月刊家族第174・175合併号(2000年)5頁)。

7) 例えば日本母親大会。同組織は、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ること をのぞみます」をスローガンに平和運動を行っている。海外の有名な組織としては、アム

力する平和運動⁹⁾などもある。このように、平和主義とフェミニズムとの関係は、市民運動においても見え隠れしているため、市民運動の実態からこの問題を検討することは、両者の関係性の解明に向けた示唆を得ることにつながるのではないかと考えられる。

本稿の研究対象は、フランスにおける運動である。フランスは、1790年5月22日のデクレにおいて、「フランス国民は、征服を行うことを目的とするいかなる戦争を企てることも放棄し、いかなる人民の自由に対してもその武力を決して行使しない」と定め、この規定は1791年憲法第6編の法文となった。深瀬忠一によれば、このような征服戦争放棄原則が実定憲法上宣言されたことは、18世紀末葉の国際社会においては全くの例外であった。このように、フランスは、世界の憲法史において最も早く戦争を制限し平和を確保しようとする憲法条項を有しており、それは、1848年憲法前文、そして現在でも効力を有する1946年憲法前文にも引き継がれた¹⁰⁾。他方、フランス憲法の平和主義は、自衛のための武力の保持・行使を排除しない武装平和主義であり¹¹⁾、同国が軍事大国であることは言を俟たない。また、近年では、軍隊への女性の参入も政府主導で積極的に推進され¹²⁾、フランス軍は、世界で最も女性軍人比率の高い軍隊の一つとなっている。

本稿では、このようなフランスにおける平和運動とフェミニズム運動を取り上げる。第1章では、平和主義とフェミニズムの紐帯の萌芽から両者

ㄨ メリカの CODEPINK がある。

8) 例えば新日本婦人の会。同会は、軍国主義復活阻止や平和の確立と、女性の権利や女性解放を目的としている（規約3条）。

9) 例えば日本平和委員会。同委員会は、新日本婦人の会を友誼団体としている。

10) 深瀬忠一「フランス——征服戦争放棄と平和」法時51巻6号（1979年）44頁。他に、深瀬忠一「フランス革命における自由・平等・友愛と平和原則の成立と近代憲法的（今日的）意義」北大法学論集55巻4号（2004年）1頁以下参照。

11) 第5共和制憲法の平和主義につき、村田尚紀『比較の眼でみる憲法』（北大路書房、2018年）108-110頁参照。

12) フランス軍における近年の男女平等政策につき、拙稿「フランスにおける女性軍人の法的取扱いとその実態（2）」立命館法学397号（2021年）54-60頁参照。

の関係性の研究に至るまでの20世紀の運動と研究を、第2章では、現代の平和運動とフェミニズム運動の重なりを、検討し、両者がどのような関係を築いてきたのか、そして両者が結びついているとすれば何によってなのかについて考察する。そうすることで、平和主義とフェミニズムの相互関係を解明する一助としたいと考えている。

第1章 20世紀の市民運動における平和主義と フェミニズムの関係

第1節 黎明期

本節では、フランスにおける平和運動とフェミニズム運動の関わりの萌芽を探るため、20世紀前半の代表的なフェミニスト平和主義者である Madeleine Vernet と、世界初の女性平和運動組織である Ligue Internationale des Femmes pour la Paix et la Liberté (LIFPL)¹³⁾のフランス支部を取り上げる。

Anna Norris は次のように説明する。第一次世界大戦開始後すぐに、フランスのフェミニストの大多数は、フェミニズムとインターナショナルリズムを一時中止し、神聖連合 (Union Sacrée)¹⁴⁾の立場に与した。戦争初期には女性参政権の要求が強かったものの、女性参政権運動の中心人物であった Marguerite Durand が、「参政権が認められようとそうでなかろうと、市民たるにふさわしくあれ」と女性に呼び掛けるなど、フェミニストは次第に戦争に取り込まれていった。そして、様々なフェミニスト団体は、結集して戦争と国防を積極的に支援するように女性を慫慂することで、神聖連合に貢献した。

しかし、一部のフェミニストは、刑罰が科されるにもかかわらず、戦争

13) 日本にも支部があり、婦人国際平和自由連盟と称している。英語では、Women's International League for Peace and Freedom (WILPF)。

14) 第一次世界大戦初期に成立した挙国一致体制。

に公然と反対し平和を奨励し続けた。例えば、LIFPL フランス支部の創設者である Gabrielle Duchêne は、警察によって常に監視され、部屋をしばしば搜索され、出版物を押収された。しかし、彼女たちにとって、戦争の根絶は、女性解放のための闘いと不可分であり、平和主義とフェミニズムは、同じ闘い、同じ理論の一部をなしていた。彼女たちからすれば、多くのフェミニストがナショナリズムの側に付いたことは、好戦論者やナショナリストの言説に騙され操られて、男性権力と暴力との間の紐帯の存在を理解できなかったためであると理解されたのである¹⁵⁾。

Madeleine Vernet は、こうした平和主義フェミニストの一人である¹⁶⁾。Vernet は、1917年10月から、*La Mère Éducatrice : revue mensuelle d'éducation populaire*（教育する母：月刊人民教育誌）と題する雑誌を発行し、その中で平和を訴えていた¹⁷⁾。

Vernet は次のように主張する。女性には、「命を与えるという神聖な任務」がある。「女性が女性のままでいて、何よりもまず母でいること、神聖で貴重な受託物としてその特質を守ること」が重要である¹⁸⁾。「女性は、……（中略）……戦争によって、あらゆる方法で打撃を受ける。男性が戦争の利益に目がくらむことがあるとしても、女性は、……（中略）……戦争ですべてを失うことを知っている」¹⁹⁾。

このように、Vernet は、母性を理由として女性と平和とを結びつけ、

15) Anna Norris, « Le féminisme français à l'épreuve de la guerre. Madeleine Vernet : itinéraire d'une féministe pacifiste », *Cahiers de la Méditerranée*, N°91, 2015, pp. 127-129.

16) Vernet は、母の利益の擁護を主張しているので、自分はフェミニストであるとしている (Madeleine Vernet, « Avons-nous changé ? », *La Mère Éducatrice*, N°12 en 1921, p. 107)。

17) Norris によれば、同誌の刊行は Vernet の死去 (1949年) まで続いた (Norris, *supra* note 15) p. 130)。1939年までの号については、Gallica (<https://gallica.bnf.fr/accueil/fr/content/accueil-fr?mode=desktop>) で閲覧できる。また、1919年10月号以降、副題は何度か変更されているようである。

18) Madeleine Vernet, « Masculinisation de la Femme », *La Mère Éducatrice*, N°7 en 1919, pp. 51-52.

19) Madeleine Vernet, « La Paix et les Femmes », *La Mère Éducatrice*, N°8-9 en 1923, pp. 114-115.

女性の銃後における戦争協力や女性が兵士になることは「女性の男性化」であるとして反対する²⁰⁾。

第三共和制期には、このような個人の活動に加え、組織としての運動も行われていた。以下では、代表的な組織である LIFPL フランス支部の結成前夜から1980年代頃までの活動を簡単に素描する。

1896年、女性たちがパリに集まり、Ligue des Femmes pour le Désarmement Universel（国際軍縮のための女性連盟）が創設された。1900年には、この組織は、Alliance universelle des femmes pour la paix（平和のための国際女性同盟）という名称になった。同組織が1901年に発行した文書では、次のように述べられていた。「私たち女性は、戦争の最も不幸な被害者であり、この災禍と闘うために集まらなければならない。私たちの参加と意志は、この災禍を消滅させることができる。生きる権利を子どもたちのために主張するのは、生を授ける者である私たちの役割である」²¹⁾。

その後、1915年4月28日から5月1日まで、第一次世界大戦の中立国であるオランダのハーグで国際女性会議が開催され、欧米諸国が参加した。この会議では、女性たちが戦争を望んでいないことが確認され、世界平和の確立のための諸活動について決議がなされた。また、このような国際平和活動を今後も継続するために、Women's International Committee for Permanent Peace（恒久平和のための国際女性委員会）を設立することが決定された²²⁾。戦争中であったため、フランスの女性は、会議のために出国することが許可されなかったが、同年、Gabrielle Duchêne は、同委員会のフランス支部を創設した²³⁾。

ハーグでの会議に参加した女性たちは、1919年5月12日から17日まで、スイスのチューリッヒで第2回国際女性会議を開催し、LIFPL が結成さ

20) Vernet, *supra* note 18), pp. 50-51.

21) Yvonne Sée, *Réaliser l'Espérance*, LIFPL-Section française, 1984, p. 5.

22) 杉森長子『アメリカの女性平和運動史——1889年～1931年』（ドメス出版、1996年）182-184頁。

23) Sée, *supra* note 21), p. 6.

れた。ここでは、「戦争を不可能とする国際関係の樹立と男女平等社会の建設」が目標とされ、「平和主義とフェミニズムの融合」が、基本理念として合意された²⁴⁾。戦争は終わっていたため、フランスからも何人かの女性が参加した²⁵⁾。

以後、LIFPL フランス支部は、例えば第二次世界大戦前には、戦時の女性の動員についての「勅令」(édit)の拒否(1929年)²⁶⁾や、ファシズム反対(1933年)²⁷⁾、軍縮(1935年)²⁸⁾などを訴えていた。平和運動のみならず、女性の地位向上のための運動も行っており、例えば1934年にチューリッヒで行われた会議では、平等やあらゆる差別の解消に向けた社会変革が中心に取り扱われた²⁹⁾。

第二次世界大戦後もフランス支部の活動は続いた。例えば、1946年には女性参政権の獲得を祝い³⁰⁾、1950年代にはアルジェリア独立を要求し³¹⁾、1960年代には、アパルトヘイトに関する決議のフランスの未批准や太平洋におけるフランスの核基地の創設に抗議し³²⁾、1970年代にはヨーロッパ人権条約の批准をフランス政府に求めた³³⁾。そして、国際婦人年である1975年には、女性団体の連合プラットフォームに参加し、代表である Yvonne Sée は、「女性、平和、軍縮」についての委員会の報告者に任命された³⁴⁾。1980年代には特に運動が活発化し、国内外で様々な活動が行われた³⁵⁾。

24) 杉森・前掲注 22) 189-190頁。

25) Sée, *supra* note 21), p. 7.

26) Sée, *supra* note 21), p. 17. édit という用語は、アンシャンレジーム下の勅令を指すものであり、どのような趣旨でこの言葉が使われているのかは判然としない。

27) Sée, *supra* note 21), p. 21.

28) Sée, *supra* note 21), p. 24.

29) Sée, *supra* note 21), p. 23.

30) Sée, *supra* note 21), p. 28.

31) Sée, *supra* note 21), p. 37.

32) Sée, *supra* note 21), p. 44.

33) Sée, *supra* note 21), p. 54.

34) Sée, *supra* note 21), p. 56.

35) Sée, *supra* note 21), pp. 59-69. 現在の規約によれば、フランス支部は、以下の3つのメ

前述したように、LIFPL は、世界初の女性平和団体であり、平和主義とフェミニズムの融合を基本理念としていた。したがって、LIFPL は、平和主義とフェミニズムをつなぐ思想の端緒であるともいえよう。しかし、LIFPL フランス支部のこれまでの活動を見る限り、平和と男女平等や女性の権利をいずれも要求するにとどまり、両者の関係性については特に追求していないようである。ただ、フランス支部のメンバーで、後に代表にもなる Claude Richard-Molard は、「私たち女性は命を生産するので、武器を欲しない」のだと述べており³⁶⁾、女性を「産む性」に還元することにより、女性の平和要求を必然的なものとしていることが窺える。

以上のように、第一次世界大戦開戦後には、フランスの主流派フェミニズムは、戦争への女性の動員に加担し、女性参政権のような基本的要求さえ後景に退いた。しかし、その一方で行われていた女性の平和運動では、男女平等も要求され、平和主義とフェミニズムとが結びつけられていた。そして、その結びつきは、代表的な論者の言説としても、運動団体としても、母性から平和を導くということに特徴があった。

第 2 節 「フェミニズムと平和主義」国際会議

1984年11月24日、パリで、「フェミニズムと平和主義」をテーマとする国際会議が開催された。主催は、Résistance Internationale des Femmes à la Guerre (戦争に対する国際女性レジスタンス、1980年創設)、LIFPL のフランス支部、Femmes pour la Paix (平和を求める女性、1977年創設) のフランス支部である³⁷⁾。以下、同会議の概要を瞥見する。

↘ 目的を持つ。1つ目に、異なる政治的・哲学的信念を持ちながらも、戦争の原因とそれを合法化させる仕組みをなくすことを研究し周知させそれに貢献することを決意して寄り集まった女性を結集すること。2つ目に、平和構築のために働くこと。3つ目に、社会的及び政治的平等と経済的正義を促進すること (LIFPL-Section française, <https://wilpfrance.wordpress.com/ag/statuts/>, visité le 23 sept. 2022)。

36) Sée, *supra* note 21), p. 63. 1981年10月29日の発言。

37) Danielle Le Bricquier et Odette Thibault, *Féminisme et Pacifisme : Même Combat*, ↗

この会議は、次のような考えのもとに開催された。「フェミニストは、その熟考と要求の中に必ずしも平和を含めてはおらず、一定の権利を主張し獲得したが、平和への権利という基本的権利については忘れてしまったかのようなのである。反対に、平和主義者は、フェミニズムの熟考によって充実する方がよい。フェミニズムと平和主義の間の結びつきは明白ではなく、この会議を組織したのは、それを明らかにするため、そして、平和主義者でなくしてフェミニストであることはできず、フェミニストでなくして平和主義者であることはできないのだと示すためである」³⁸⁾。

この会議には、Simone de Beauvoir もメッセージを寄せ、「心からの完全な連帯」を表明し、「私たちのあらゆる闘い、要求、希望は、平和を第一条件とする」としている。そして、当時の社会党政権がフランスの軍縮を政策に加えなかったことについて遺憾の意を示し、フランス人に幸福や安全をもたらさないにもかかわらず戦争準備に巨額の資源をつぎ込むことを、「恐ろしい無駄」であると述べている³⁹⁾。

この会議では、フランスの研究者や活動家による様々な報告が行われた。生物学者である Odette Thibault や Danielle Le Bricquie は、戦争は人間の宿命ではなく⁴⁰⁾、少年には戦争をすることが、少女にはそれを認めることが教えられるのだと主張し、歴史学者である Daniel Armogathe や Rita Thalmann は、フェミニズムが一時期ナチスに協力し利用されたという歴史などを踏まえて、フェミニズムはナショナリストであってはならず、フェミニズムの中でインターナショナリズムの概念を促進すべきだとした。また、ドイツ、ベルギー、スペイン、アメリカ、イギリス、イタリア、日本の女性たちが、それぞれの国において行われているフェミニズム

↘ Les Lettres Livres, 1985, pp. 11-21.

38) Le Bricquie et Thibault, *supra* note 37), p. 11.

39) Le Bricquie et Thibault, *supra* note 37), p. 7.

40) このことは、ユネスコの1989年の暴力についてのセビリア声明でも確認されている。参照、デービッド・アダムズ編集・解説＝中川作一訳・杉田明宏・伊藤武彦編集『暴力についてのセビリア声明——戦争は人間の本能か』（平和文化、1996年）。

運動と平和運動について報告した⁴¹⁾。

以上のように、この会議では、「フェミニズムと平和主義の結びつき」を明らかにすることが目的とされていた。しかし、主催者挨拶において、女性は命を守り世話し愛し尊重することができるので、女性の政治参加を促進すれば軍拡を阻むことになるという認識が示された⁴²⁾ことに象徴されるように、主催者の考えにおける「フェミニズムと平和主義の結びつき」は、母性的なものにとどまっていたようである。また、各報告においても、両者の関係性それ自体を母性主義的思考から離れて扱う議論は十分ではなかったように思われる⁴³⁾。

この点について、フランスの社会学者であり、会議に参加した Andrée Michel は、「フェミニズムと平和主義との間の紐帯の問題を理論的に取り扱う報告はあまりなかった」として、同会議における議論の不十分さを指摘する⁴⁴⁾。そして、その解明の必要性から、同会議後も研究を続けているため、それについて述べる。

第3節 Andrée Michel の見解

社会学者である Jules Falquet によれば、Andrée Michel (1920-2022) は、「フランスのミリタリズムと核について直接的に研究した極めて珍しいフランス人フェミニスト大学人」⁴⁵⁾であり、フランスで平和主義とフェ

41) Le Bricquier et Thibault, *supra* note 37), p. 9. Andrée Michel, « Colloque International « FÉMINISME ET PACIFISME », Paris, le 24 novembre 1984, Maison des Ingénieurs Arts et Métiers. », *Nouvelles Questions Féministes*, N°9/10, 1985, p. 164.

42) Le Bricquier et Thibault, *supra* note 37), pp. 13-21.

43) 母性によって女性と平和を結びつける考え方 (佐藤文香の分類によれば「アンチミリタリスト差異あり平等派」(佐藤・前掲注 3) 65-68頁)) の危うさと非現実性については、拙稿・前掲注 3) 85-86頁で既に触れた。

44) Michel, *supra* note 41), p. 166. Michel は、その理由について、家父長制が、市民社会の制度・規範・実践の暴力だけでなく、現代社会のあらゆる方面での軍事化によって生み出された暴力も利用することは、大部分の発言者にとって明白に思われたからであるとしている。

45) Jules Falquet, « avant-propos », Andrée Michel, *Féminisme et Antimilitarisme*, Éditions iXe, 2012, p. 17.

ミニズムとの関係を研究しているのは彼女のみのものである。Falquet は彼女を次のように紹介する。Michel は、1950年代には、反植民地主義の立場から、アルジェリア人労働者の居住条件や労働条件を研究し告発しており、1960年～1970年代には、家族、女性と労働を研究する社会学者のパイオニアの一人であった。しかし、1980年代に、核軍産複合体 (complexe nucléaro-militaro-industriel) を扱うフランスでは極めて珍しい研究者となり、1990年代には、戦争とミリタリズム反対に乗り出した⁴⁶⁾。Falquet によれば、女性と平和主義の議論は、自然主義 (naturalisme) と混同されがちであるが、Michel の議論は、戦争反対にとどまらず、軍事費、武器売買、軍事介入といった平時の政策も扱うことに特徴がある⁴⁷⁾。

Michel は、*Féminisme et Antimilitarisme* (フェミニズムとアンチミリタリズム) において、平和主義とフェミニズムとの関係についての考察を行っている。中でも、「Politique pacifiste, politique féministe」(平和主義の政治、フェミニズムの政治) と題された論稿では、「なぜフェミニストは平和主義者になるしかないのか」、「なぜ平和主義者はフェミニストになるしかないのか」を論証しようとしている。以下では、同書における Michel の主張を概観する。

Michel は、フェミニストと平和主義者の定義と両者の関係について、次のように述べる。「フェミニストであることは、…… (中略) ……家父長制とその価値を拒むことを主張する女性と男性の自発的な態度である。家父長制は、自由・平等・尊厳への女性の熱望を否定するために援用されるからである。平和主義者であることは、…… (中略) ……社会の軍事化を拒み、市民を受動的な羊の群れにしてしまうことを拒む自発性である。この羊の群れは、軍事部門や政治部門の長によって、定期的に戦場に明日

46) Falquet, *supra* note 45), pp. 9-10.

47) Falquet, *supra* note 45), pp. 20-21. Falquet が自然主義として提示しているのは、「女性は、何よりもまず母であり命に近いので平和を愛し、暴行や戦時性暴力の直接的な被害者として、また泣き濡れた寡婦や母として、当然に戦争に反対する」との主張である。

には核の犠牲にと導かれることを甘受してしまうのである。「すべてのフェミニストが平和主義者であるわけではなく、すべての平和主義者がフェミニストであるわけではない。しかし、フェミニズムはアンチミリタリズムの立場にまで手を伸ばすべきであり、女性の自由と解放の賛同者でなければ平和主義者ということはできないだろう」⁴⁸⁾。

(1) 平和主義者がフェミニストでなければならない理由

Michel によれば、平和主義者とは、「暴力と力による紛争解決に反対する」人である。そして、フェミニストは、「女性に対する男性の暴力を生ぜしめる家父長制」を告発し、「女性に対する暴力を対話、交渉、公正要求に置き換えることを目指す」。したがって、平和主義者は、フェミニストでもあるはずである⁴⁹⁾。

Michel は、軍人社会 (*société militaire*) と非軍人社会 (*société civile*) とが、同じ家父長制の2つの側面として機能することから、両者の連続性を主張する。軍人社会では、「女性の人格を否定し、男性のための快樂の道具とみなす暴力的文化」である「ピンナップ文化」が「称揚 (*glorifier*)」される。そして、非軍人社会が軍隊を正当化するとき、2つの社会は「緊密に連結し相互に強固になる」ため、この文化は非軍人社会にもはびこる。その結果、DV、強姦や殺害、売春斡旋業者による搾取と国家によるその容認、ポルノグラフィ、セクハラ、あらゆる差別、女性蔑視的表現など、女性に対する様々な暴力が行われるようになる⁵⁰⁾。

例えば、ポルノグラフィは、「軍人の部屋の中で常に栄えた」ものであり、「今では非軍人社会にも満ちている戦争の文化」である⁵¹⁾。そのよう

48) Michel, *supra* note 45), pp. 143-144.

49) Michel, *supra* note 45), pp. 148-149.

50) Michel, *supra* note 45), pp. 149-150. Michel は、「暴力」を直接的なものに限定していない。また、現在のフランスでは売春斡旋や買春は処罰の対象とされている。

51) Michel, *supra* note 45), p. 133. これは、同書所収の « Militarisation et politique du genre » (軍事化とジェンダーの政治) における記述である。同論稿においては、「ピノ

な、「軍人の部屋の文化をすべての社会に広げること」、「文化の軍事化（militarisation de la culture）」によって、家父長制が強化される。また、ポルノグラフィは「強姦のプロパガンダ」であるため、非軍人社会において性暴力が増加し、女性の身を危険に晒す⁵²⁾。

このように、Michel は、非軍人社会が軍隊を正当化することにより、軍隊に内在するミソジニーが非軍人社会に流出し、非軍人社会における女性に対する暴力が深刻化すると考えている。そして、このような暴力の連続性から、平和主義者であるならば平時に非軍人社会で女性が受ける暴力にも対抗すべきだと主張する⁵³⁾。

(2) フェミニストが平和主義者でなければならない理由

Michel は、戦争や軍隊が女性に害をなすことから、フェミニストが平和主義者でなければならないと主張する。Michel は、戦時の被害と、平時の軍拡の被害の双方について言及している。

「ナンパ文化」は、「軍産システムによる軍事化の潜在的機能」とされている。「軍産システム」とは、軍隊や軍需産業のほか、「軍産の圧力団体の利益を守る高級官僚や政治家やジャーナリスト」、「国防のために働く……（中略）……科学者」、「武器市場の勢いを増大させる銀行家」といった構成要素によって成り立つ「官僚—科学—軍事—産業—銀行」によって作り出される社会システムのことである。社会全体を軍事化する「軍産システム」が、経済的・政治的・文化的に機能することで、男性による女性支配が生じるのである（p. 116）。「軍産システム」については、同書所収の「Le complexe militaro-industriel et les violences à l'égard des femmes」（軍産複合体と女性に対する暴力）の中でも詳しく展開されている。

52) Michel, *supra* note 45), pp. 93-94. ポルノグラフィが「強姦のプロパガンダ」であるとの評価に関連して、例えば Robin Morgan は、「ポルノは理論、レイプは実践」と述べている（Robin Morgan, “Theory and Practice: Pornography and Rape”, ed. Laura Lederer, *Take Back the Night: Women on Pornography*, William Morrow and Company, 1980, p. 134）。

53) 森田成也も、戦時における女性に対する暴力（戦時性暴力と日本軍「慰安婦」問題）と、平時における女性に対する暴力（DV、レイプ、売買春、ポルノ）との連続性を論証している（森田成也『マルクス主義、フェミニズム、セックスワーク論——搾取と暴力に抗うために』（慶應義塾大学出版会、2021年）105-131頁）。

Michel によれば、「戦争中や軍事介入中には、女性は快樂とサディズムの道具にされ」、「強制売春や強姦……(中略)……が黙認される」⁵⁴⁾。例えば、マンタ作戦の際、チャドの首都である「ンジャメナは巨大な快樂の家になり、マンタ作戦の3000人の男性が、休憩時間に波のように訪れた」。「女性農民は、軍事作戦によって田舎から追い出され、生き延びるために、フランス軍人のための快樂の道具になることを強いられた」⁵⁵⁾。フランス軍人が、「エイズを恐れるあまり、大人の女性よりも小さな少女の方を望んでいた」ため、「一二歳の少女にまで及ぶ子どもの買春が増加」したことも報告されている。フランスの軍事基地の存在は、「女性に対する暴力と恥知らずな搾取の発生源である」⁵⁶⁾。このように、「戦時には、強姦や売春のような、女性に対する暴力が当然視される」⁵⁷⁾。

また、女性は、平時に軍拡の被害を受ける。Michel によれば、民間産業は軍需産業よりも同じ金額で多くの雇用を創出できるため、軍需産業に向けられる予算の割合が高いと、総雇用数が減少する。このような雇用の不足は、女性に対して相対的に大きな影響を及ぼす。軍事予算の据置きや増大のために削減されるのは、大多数の女性が働いている保健衛生部門と教育部門の予算だからである⁵⁸⁾。

このように、Michel は、軍隊と市民社会における暴力の連続性と女性の被害を根拠として、平和主義とフェミニズムとが一体であると説く。そ

54) Michel, *supra* note 45), p. 65.

55) Michel, *supra* note 45), pp. 67-68. このマンタ作戦(1983年から1984年にかけて行われたチャドへのフランスの軍事介入)について、Michel は、1984年9月30日付の *Le Journal du Dimanche* の記事から引用している。

56) Andrée Michel, « Surarmement et violences à l'égard des femmes », Sous la direction de Michèle Dayras, *Femmes et Violences dans le monde*, Editions L'Harmattan, 1995 = アンドレ・ミシェル「過剰軍備と女性への暴力」ミシェル・デイラス監修・日仏女性資料センター翻訳グループ訳『女性と暴力——世界の女たちは告発する』(未来社, 2000年) 25-26頁。

57) Michel, *supra* note 45), p. 146.

58) ミシェル・前掲注 56) 20頁。

して、「平和主義者の闘いがフェミニストの闘いを補完し、フェミニストの闘いが平和主義者の闘いを補完する」と結論付け⁵⁹⁾、国連憲章や世界人権宣言の共通の土台として非暴力を強調する⁶⁰⁾。以上を踏まえると、Michel の主張においては、平和主義とフェミニズムとの結節点は、非暴力にあるように思われる。

第4節 小 括

平和と男女平等の双方を求める運動は、20世紀に入る直前からその萌芽が既にあり、1900年代初頭に活発化した。彼女たちの平和要求の根拠は「産む性」であり、母性に依拠した平和運動であった。この時期の運動においては、非暴力は必ずしも志向されていなかったことも付言しておく⁶¹⁾。

1984年には、「フェミニズムと平和主義」をテーマとして、両者の関係性を解明することを目的とした国際会議が開催された。その目的が十分には達成されなかったとはいえ、女性兵士論争によって両者の関係性が鋭く問われた1990年代以前にこのような会議があったということは、特筆すべきことであろう。

また、平和主義とフェミニズムとの関係を追求した Michel は、平和主義者を、暴力による問題解決に反対する人として、フェミニストを、女性に対する暴力を告発する人として考え、軍人社会の暴力と非軍人社会の暴力が連続していること、いずれの局面においても女性が暴力の被害を相対的に多く受けることから、平和主義者はフェミニストでなければならず、フェミニストは平和主義者でなければならないとの結論に至る。Michel は、平和主義とフェミニズムとのつながりを非暴力に見出しているといえ

59) Michel, *supra* note 45), p. 152.

60) Michel, *supra* note 45), pp. 173-174.

61) 1934年にチューリッヒで行われた LIFPL の会議では、あらゆる暴力に反対すべきか、ほかにどんな手段もないときには力に訴えることを認めるべきか、ということをめぐる対立が生じ、フランス支部は後者に与したという (Sée, *supra* note 21), p. 23)。

よう。

本章では、フランスにおいて、平和主義とフェミニズムが女性の2つの要求として現れ、両者が母性によってしか結ばれていなかった黎明期から、両者の関係性についての問題意識が生じ、非暴力による接合が見いだされるようになるまでを見てきた。次章では、現代の市民運動の平和問題とジェンダー問題への取り組みから、両者の関係性についてさらに検討する。

第2章 現代の平和運動とフェミニズム運動の接合

平和活動家でジャーナリストの Arielle Denis によれば、「冷戦終結は、平和主義の新時代の端緒となった」。冷戦後、平和運動の中では、「地域的・国家的・世界的な『共生』の促進と、安全保障を脅かす要因」に対する関心が広がり、「差し迫った戦争への一時的な反対では不十分で、いたるところにすべての人にとっての平和を構築することが重要であるとの認識」が支配的になってきた。また、「レイシズムやセクシズムなどあらゆる形態の差別との闘いが平和にも貢献する」という認識も生まれた⁶²⁾。

本章では、現代の平和運動とフェミニズム運動について、代表的な運動団体の一つずつ取り上げてその見解を瞥見したうえで、多くの平和運動団体やフェミニスト団体が共同で作成した平和白書について、その内容を分析する。

第1節 平和主義と女性の人権についての市民運動の認識

(1) 平和運動の認識

フランスでは、現在も多くの平和運動団体が活動している。ここでは、フランス最大の平和運動団体で、多くのフェミニスト団体と連携してジェ

62) Arielle Denis, *Mondialiser la paix*, La Dispute, 2000, pp. 256-257, 262.

ンダー問題にも取り組んでいる Mouvement de la Paix（平和運動）を取り上げる。

Mouvement de la Paix は、1948年に創設され、「青少年及び国民教育の全国団体」として登録された NGO である。フランス全土に約150の委員会を持ち、国際的な平和運動団体とも連携している。組織の方針は、平和の文化の促進と平和の文化のための教育、国連憲章に対する支持と安全保障の多国間組織の発展、戦争の停止と紛争の平和的解決、軍縮と核廃絶、軍事費削減と軍需産業の再転換、国際関係の非軍事化と安全保障の促進、平和のグローバル化と新しい世界の現出であり⁶³⁾、「国連憲章の精神において、平和と国内・国際安全保障の構築に寄与することを望むすべての人々をフランスで結びつけること」を目的とする⁶⁴⁾。

Mouvement de la Paix が出している声明などからは、人権問題やジェンダー問題についての考え方も窺える。

2021年5月16日の平和に共存する国際デーに発表した共同宣言では、「(とりわけ軍事的な) 力に基づく安全保障を、人権の実現に基づく集団安全保障に置き換えなければならない」と主張している⁶⁵⁾。「社会的権利と人間の安全保障は両立する」と題された2018年のプレスリリースでは、公役務の縮小と軍備増強に反対し、軍事費を「社会的な必要性と公役務に振り替える」ことを要求している⁶⁶⁾。2018年の世界人権デーの宣言では、軍拡競争、武器売買、戦争のみならず、発展の不平等、不公正、貧困をも問題視しており、人権保障や、社会的格差と差別の根絶に財源を振り向けるべ

63) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/lemouvementdelapaix/> (visité le 23 sept. 2022).

64) Mouvement de la Paix 規約 (<https://www.mvtpaix.org/wordpress/wp-content/uploads/2021/10/Statuts-Mouvement-de-la-Paix.pdf>, visité le 23 sept. 2022)。

65) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/vivre-ensemble-en-paix-et-realiser-les-droits-humains/> (visité le 23 sept. 2022).

66) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/droits-sociaux-et-securite-humaine-vont-de-pair/> (visité le 23 sept. 2022).

きであるとしている⁶⁷⁾。2013年の世界人権デーに出された文書では、平和への権利が、「その他の権利に到達するための不可欠の条件」として位置づけられ、法文に書き込むことが主張されている⁶⁸⁾。

同団体は、平和運動団体でありながら、国際女性デーや女性に対する暴力撤廃の国際デーにも毎年のごとく声明を発表しており、戦争や武力の行使が女性にもたらす被害を指摘している。例えば、2019年の国際女性デーに向けて出された声明は、女性が、「あらゆる形態の暴力の最初の被害者で、避難し亡命する人々の多数派を構成」し、「戦争の武器としての強姦」の標的とされているとする⁶⁹⁾。このような声明の中では、女性の戦争被害にとどまらず、女性に対する暴力一般についても取り上げられている。例えば、2019年の女性に対する暴力撤廃の国際キャンペーンの際に出されたプレスリリースは、DV や児童婚、FGM (女子割礼) などにも言及し、女性がこのような暴力を免れないうちは、平和な世界は実現しないと主張している⁷⁰⁾。2018年の女性に対する暴力撤廃の国際デーのために出された声明は、「暴力との闘いが第一の優先事項であるならば、男女平等の完全で全面的な実現は、……(中略)……平和の構築のための主要な目標として

67) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/la-realisation-des-droits-humains-une-des-conditions-pour-un-monde-de-justice-et-de-paix/> (visité le 23 sept. 2022).

68) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/journee-roitshomme-2013/> (visité le 23 sept. 2022).

69) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/en-ce-8-mars-2019-le-mouvement-de-la-paix-sassocie-aux-luttes-des-femmes-oeuvrant-pour-leurs-droits/> (visité le 23 sept. 2022)。ここでいう「戦争の武器としての強姦」とは、戦時性暴力の目的や効果として共同体全体に打撃を与えるというものがあるということであり、同様の表現は、Femmes Solidaires (後述) の文書の中にも頻繁に登場する (例えば, <https://femmes-solidaires.org/contre-les-viol-les-par-larmee-djiboutienne-et-limpunit- greve-de-la-faim-de-10-femmes-djiboutiennes/>, visité le 23 sept. 2022)。

70) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/le-mouvement-de-la-paix-appelle-a-developper-la-campagne-mondiale-pour-lelimination-de-la-violence-a-legard-des-femmes/> (visité le 23 sept. 2022).

定められる」と宣言している⁷¹⁾。そして、前述の国際女性デーの声明では、同団体がフェミニズム運動に参加する理由について、「男女平等なしに平和の構築はでき」ず、「あらゆる暴力と闘い、女性の権利を擁護・向上させるため」と説明している⁷²⁾。

(2) フェミニズム運動の認識

フランスでは、数多くのフェミニスト団体が活動しており、の中には、平和運動に取り組んでいるものもある。前章で述べた LIFPL のほかにも、Femmes Solidaires（女性の連帯）、Forum Femmes Méditerranée（地中海女性フォーラム）、Initiative Féministe EuroMed（ヨーロッパ地中海のフェミニストイニシアティブ）、Marche Mondiale des Femmes（女性の世界行進）といった団体がある。ここでは、現在でも活発に活動している Femmes Solidaires を取り上げる。

Femmes Solidaires は、1945年に創設された NGO で、フランスと海外県・海外領土に190の地方組織がある⁷³⁾。Femmes Solidaires 憲章の中で、非宗教性、男女混合、女性の権利平等、平和、連帯という基本的価値を守ることが定められ、世界中で軍縮に乗り出すことも規定されている⁷⁴⁾。

Femmes Solidaires は、2019年の女性に対する暴力撤廃の国際デーの際に、ジェンダーに基づく暴力に反対する共同声明に署名しており、その中で、レイプ、DV、フェミサイド、買春とその斡旋といった、「女性に対

71) Mouvement de la Paix WEB サイト、<https://www.mvtpaix.org/wordpress/24-et-25-novembre-2018-le-mouvement-de-la-paix-appelle-a-contribuer-au-succes-de-la-journee-internationale-pour-lelimination-des-violences-a-legard-des-femmes/> (visité le 23 sept. 2022).

72) Mouvement de la Paix WEB サイト、*supra* note 69).

73) Femmes Solidaires WEB サイト、<https://femmes-solidaires.org/femmes-solidaires/> (visité le 23 sept. 2022).

74) Femmes Solidaires WEB サイト、<https://femmes-solidaires.org/nos-valeurs/> (visité le 23 sept. 2022).

してなされるあらゆる暴力」への反対を表明している⁷⁵⁾。国際平和デーに際しての2020年のプレスリリースでは、平和な世界を実現するために、女性に対する暴力と闘う必要があると述べている⁷⁶⁾。

また、Femmes Solidaires は、女性の貧困問題も暴力に含め、対処の必要性を述べている。「貧困は女性に対してなされる暴力である」と題された2019年の文書では、国家が公役務を縮減していることを批判し、女性のパートタイム労働者比率や失業率の高さから、女性がとりわけ不安定な地位にあるとして、次のように主張している。「男女不平等を是正するための最良の方法」は、「その原因に取り組むことであり、最初に女性に影響を及ぼす不安定さや社会的排除といった状況を効果的かつ持続的に防ぐために、しかるべき水準の報酬、年金、社会給付をすべての人に保障することが重要である」⁷⁷⁾。

そして、Femmes Solidaires は、フェミニスト団体でありながら、戦争や武力の行使に関して声明を発表している。パレスチナ民間人に対するイスラエルの攻撃の停止とパレスチナ自治政府の代表との交渉の再開を求めた2009年のプレスリリースにおいては、「平和は暴力ではなく対話から生まれる」と主張している⁷⁸⁾。また、ロシアのウクライナ侵略を受けて出された2022年のプレスリリースでも、「議論だけが平和をもたらすことができ、武器は武器しか呼び寄せない」としている。そのうえで、「NATOの解体と、軍事兵器の購入と保有ではなく外交と対話に基づく別の平和維持組織の創設のための国際的な議論の開始」を求めている。「軍事的装備が、

75) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/le-23-novembre-nous-marcherons-contre-toutes-les-violences-sexistes-et-sexuelles/> (visité le 23 sept. 2022).

76) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/events/internet-ensemble-cultivons-la-paix-visio-conference-sur-les-violences-faites-aux-femmes/> (visité le 23 sept. 2022).

77) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/gilets-jaunes-feministes-militantes-la-precarite-est-une-violence-faite-aux-femmes-2/> (visité le 23 sept. 2022).

78) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/nos-voix-de-femmes-pour-la-paix-2/> (visité le 23 sept. 2022).

戦争を防いだり、民間人の安全を保障したりしたことは一度もない」からである⁷⁹⁾。こうした認識の背景には、戦争や軍隊が女性にもたらす被害の深刻さがあり、例えばジブチ軍による性暴力を糾弾している⁸⁰⁾。

第2節 平和白書

2016年、Mouvement de la Paix の提案により、約30のフランスの市民運動団体が⁸¹⁾、*Livre Blanc pour la Paix : pour une culture de la paix et de la non-violence*（平和白書：平和と非暴力の文化のために）の編纂を開始し、2018年には、核兵器禁止条約や最新の軍事計画法律を踏まえた新版が発行された⁸¹⁾。以下は、この新版に基づいて述べる。

平和白書の巻頭言は、次のように宣言する。同書は、「真の安全保障の条件についての議論に貢献する」ものである。「好戦的政策を告発するだけでなく、……（中略）……武器も戦争もない世界の現出のための代案を構築することにも、積極的に貢献する。……（中略）……軍事費の漸進的削減と、全世界における人権の実現を通じた平和構築手段の増加によって、平和主義的变化を作ることができる」⁸²⁾。

平和白書の編纂団体には、平和運動団体（Mouvement de la Paix, Bureau international de la paix（国際平和ビューロー））、フェミニスト団体（Femmes Solidaires, Initiative Féministe EuroMed, Association « les femmes s'inventent »（アソシエーション「女性は考え付く」））、反人種差別団体（Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples（レイシズムに反対し民族間の友愛に賛

79) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/guerre-en-ukraine-femmes-solidaires-pour-un-nouvel-appel-de-stockholm/> (visité le 23 sept. 2022).

80) Femmes Solidaires WEB サイト, <https://femmes-solidaires.org/10-femmes-djiboutiennes-entament-une-greve-de-la-faim-en-belgique-contre-les-viol-par-larmee-djiboutienne-et-limpunit/> (visité le 23 sept. 2022).

81) Mouvement de la Paix WEB サイト, <https://www.mvtpaix.org/wordpress/le-livre-blanc-pour-la-paix-un-ouvrage-collectif/> (visité le 23 sept. 2022).

82) *Livre Blanc pour la Paix : pour une culture de la paix et de la non-violence*, 2018, p. 5.

成する運動))などが含まれている⁸³⁾。

本節では、平和白書の平和、人権、ジェンダーに関する記述から、平和白書における平和主義とフェミニズムの関係性を探る。

(1) NATO に代わる安全保障

まず、安全保障をめぐる基本的な考え方を概観する。平和白書は、軍事的な安全保障ではなく人間の安全保障⁸⁴⁾で平和を実現することを構想しており、NATO(北大西洋条約機構)からのフランスの脱退とNATOの解体を求めて、次のように主張している。

NATOは、「法に対して力を優先させることで国連憲章の基本原則を危険にさらすため、平和にとって特に否定的な役割を果たす」⁸⁵⁾。NATOは、国家予算の最低2%を軍事費に割り当てることを加盟国に要求し、その下でフランスの軍拡も進んだ。そして、「NATOへの全面的統合は、フランスを、東欧やロシアの人々から遠ざけた」⁸⁶⁾。また、「NATOの軍事的で攻撃的な性質は、国連憲章や国際法と矛盾する」ものであり、NATOは実際、国連を無視してアフガニスタンやイラクに侵攻した。「加盟国でロシアを組織的に包囲しようというNATOの意向は、緊張を作り出し、軍事費増額の原因にもなっている」。「連帯を通じた軍縮、民族間の平等、国際法の尊重、平和、正義のために行動しようというのであれば、フランスはNATOから脱退しなければならない」⁸⁷⁾。

83) *supra* note 82), p. 232.

84) 人間の安全保障とは、国連開発計画が1994年の報告書において初めて提唱したもので、人間の安全保障委員会によれば、「人間の生にとってかけがえない中核部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」、すなわち、「人が生きていく上でなくてはならない基本的自由を擁護し、広範かつ深刻な脅威や状況から人間を守ること」である(人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書』(朝日新聞社、2003年)11頁)。

85) *supra* note 82), p. 13.

86) *supra* note 82), pp. 61-62.

87) *supra* note 82), p. 66. 訳出に当たって、前半の列举の順序を変えた。

平和白書は、ヨーロッパでの共同の安全保障システム⁸⁸⁾を展望しており、OSCE（欧州安全保障協力機構）の役割を強調している。OSCEは、北米、欧州、中央アジアの57か国が加盟する世界最大の地域安全保障機構であり、ロシアと東欧も加盟している点で、NATOとは大きく異なる。また、経済、環境、人権・人道分野における問題も安全保障を脅かす要因になるとの考えから、安全保障を包括的に捉えて活動している。平和維持活動等に派遣する実力部隊・実行手段は有していない⁸⁹⁾。

平和白書は、OSCEについて次のように提言している。OSCEは、「NATOによって道具として扱われ続けるのではなく、……（中略）……ヨーロッパでの集団的・相互的な安全保障原則と、ヘルシンキ宣言⁹⁰⁾によって与えられた役割に立ち戻るべき」である⁹¹⁾。「ヨーロッパでの共同の安全保障のための第2回ヘルシンキ会議を開催」し、「東欧における緊張を和らげる」ことが必要である⁹²⁾。そして、そのような「ヨーロッパレベルでの活動を、人間の安全保障と平和の文化の発展のために、国連の活動を伴う世界的なものにしなければならない」。これは、SDGs（持続可能

88) この構想は、Karl Deutschが提唱した概念である安全保障共同体を踏まえたものと考えられる。安全保障共同体とは、君島東彦によれば、地域内のすべての国家をメンバーとして、(1)その地域内において武力不行使の規範が確立していて軍拡競争・戦争準備がなく、(2)紛争の平和的解決の制度があり、(3)地域としてのアイデンティティがあることを特徴とする。(君島東彦「平和——安保法制違憲訴訟と憲法平和主義の再構築」市川正人・倉田玲・小松浩編『憲法問題のソリューション』（日本評論社、2021年）154頁）。

89) 外務省 WEB サイト、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100156905.pdf>（2022年9月23日閲覧）。

90) ヘルシンキ宣言とは、1975年、OSCEの前身であるCSCE（全欧安全保障協力会議）の設立に際して採択された文書であり、第一バスケット（欧州の安全保障）、第二バスケット（経済、科学技術及び環境の分野における協力）、第三バスケット（人道及びその他の分野における協力）、会議の検証の四部からなる。第一バスケットでは、主権平等、武力による威嚇又は武力の行使の自制、紛争の平和的解決、人権と基本的自由の尊重等が掲げられている（<https://www.osce.org/files/f/documents/5/c/39502.pdf>、2022年9月23日閲覧）。

91) *supra* note 82), p. 83.

92) *supra* note 82), p. 93.

な開発目標)⁹³⁾の実現や軍事費削減を可能にする計画を通して、発展の不平等を縮減しようとする活動でもある。「共同の安全保障は、あらゆる人権保障の向上、国際法の遵守、正義に基づくものであり、NATO の解体に至る多国間主義の発展によって実現する」⁹⁴⁾。

このように、平和白書は、軍事同盟を否定し、集団安全保障を強調している。

(2) 平和の文化と平和への権利

平和白書は、国連憲章をはじめとする国際規範を随所で引用し、平和のために生かすことを主張している。以下、平和白書における、①平和の文化に関する宣言および行動計画と、②平和への権利宣言についての言及を取り上げる。

①平和の文化に関する宣言および行動計画 (A/RES/53/243)⁹⁵⁾は、1999年9月13日の国連総会で採択されたものである。同宣言の前文は、「平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と協力の精神で解決される、積極的に力強い参加の過程をふくむものである」と規定している。1条で定義された平和の文化とは、「次に掲げるものに立脚した価値観、態度、伝統、行動及び生活様式の総体」⁹⁶⁾であり、

93) 2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。17の国際目標で構成されており、貧困や飢餓をなくすこと、福祉や教育をすべての人が受けられるようにすること、ジェンダー平等や平和を実現することなどを内容とする。

94) *supra* note 82), p. 67.

95) 以下、条文の訳は、平和の文化をきずく会編『暴力の文化から平和の文化へ——21世紀への国連・ユネスコ提言』(平和文化、2000年)10-20頁による。

96) 1条の訳については、平和の文化をきずく会編・前掲注95)では、「平和の文化とはつぎにかかげるような価値観、態度、行動の伝統や様式、あるいは生き方のひとまとまりのもの」とされている。英語版の“A culture of peace is a set of values, attitudes, traditions and modes of behaviour and ways of life based on:”を訳したものであろうが、フランス語版が、「La culture de la paix peut être définie comme l'ensemble des valeurs, des attitudes, des traditions, des comportements et des modes de vie fondés sur:」であることを踏まえれば、同書の訳には無理があると思われるため、上記のように訳した。

「次に掲げるもの」には、人権保障や民主主義、文化的多様性などが含まれている。また、同行動計画は、平和の文化を促進することを国連加盟国や市民社会に求めており、国内的・地域的・国際的なレベルですべての関係者によって強化されるべき8つの行動を規定している。

平和白書は、同決議の実行の重要性を強調している。第2部では、宣言の全文が国連憲章とともに紹介されており、第4部で提案されている平和のための4つの計画の中にも、平和の文化の8つの行動の実践についての言及が数多くある。その内の第4計画は、「平和と非暴力の文化のあらゆる方面での発展によって、暴力と戦争の原因に立ち向かう」と題されており、この中で平和の文化の促進が推奨されている。例えば、平和と非暴力の文化のための省間組織の創設が提唱されており、関係するNGOを結びつけることや、社会の中でこの文化が発展するよう配慮することがその任務とされている。また、平和と非暴力についての教育を幼稚園から高等教育までの教育システムに導入することが主張されている⁹⁷⁾。この計画以外の箇所においても、実行されるべき政策として、平和と非暴力の文化に基づく人間の安全保障のための平和計画法律を制定し、それを民主的に練り上げることなどが提案されている⁹⁸⁾。

② 平和への権利宣言 (A/RES/71/189) は、2016年12月19日の国連総会で採択されたものである。賛成131か国、反対34か国、棄権19か国で、フランスを含むEU諸国、日本、アメリカなどが反対した。同宣言の1条では、「すべての人は、すべての人権が促進され保護され、かつ発展が十分に実現するような平和を享受する権利を有する」⁹⁹⁾と定められている。

97) *supra* note 82), p. 90.

98) *supra* note 82), p. 99. 平和計画法律 (loi de programmation pour la paix) は、軍事計画法律 (loi de programmation militaire) に代わるものとして示されている (pp. 222-224)。

99) 訳は、「平和への権利国際キャンペーン」WEBサイト (<https://www.right-to-peace.com/about>, 2022年9月23日閲覧) による。また、平和への権利と日本国憲法前文の平和的生存権との相違点としては、前者が直接的暴力、構造的暴力、文化的暴力の3つを根絶することを目的としているのに対し、後者については文化的暴力の根絶を求めているか

この平和への権利宣言採択を求める国際 NGO 会議において作成されたのが、平和への人権に関するサンチアゴ宣言である。サンチアゴ宣言は、2010年12月10日に、国連人権理事会に提案する NGO の提言として採択されたものであり¹⁰⁰⁾、平和への権利の諸要素として、平和教育への権利 (2条)、人間の安全保障への権利 (3条)、発展及び持続可能な環境への権利 (4条)、不服従及び良心的兵役拒否の権利 (5条)、抵抗権 (6条)、軍縮への権利 (7条)、精神的自由 (8条)、難民の地位への権利 (9条)、出移民の権利 (10条)、人権侵害の被害者の権利 (11条)、脆弱な状況にある集団の保護への権利 (12条) をその内容にもつ。

平和白書によれば、フランスとヨーロッパは、「国際紛争を解決する手段としての戦争を拒絶しなければならず、…… (中略) ……サンチアゴ宣言が確認するように、平和への権利を、国際法、欧州法、国内法に書き込むべき基本的権利として認めなければならない」¹⁰¹⁾。平和白書は、平和への権利宣言においては採用されなかったこれらの権利条項を法文化し、平和への権利を法的権利として実効的なものにすることを主張しているようである。

(3) 平和主義と人権保障の相互関係

次に、平和と人権との相互関係についての平和白書の認識を明らかにする。

平和白書は、平和のためには人権保障が必要であるとの見解を有してお

ゝ、どうか不明確であることが指摘される。他方、両者は、国際社会での武力行使をなくすという同じ目的を追求しており、暴力をなくすために平和を単なる政策の問題ではなく権利としたという共通点がある (飯島滋明「平和的生存権は平和への権利と同じ内容ですか？」平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい平和への権利48の Q&A 戦争のない世界・人間の安全保障を実現するために』86-87頁)。

100) 笹本潤「5大陸を平和憲法と平和への権利で埋め尽くそう——サンチアゴ国際 NGO 会議に参加して——」笹本潤・前田朗編『平和への権利を世界に——国連宣言実現の動向と運動——』(かもがわ出版、2011年) 77-78頁。巻末に宣言の全訳が掲載されている。

101) *supra* note 82), p. 83.

り、テロ問題に関する記述にそれが表れている。平和白書は、次のように主張する。テロの糾弾は、「フランスやヨーロッパの多くの若者を……（中略）……ジハーディストの側に導いたメカニズムを理解するための努力」を伴わなければならない。テロ問題の解決策として、「軍事費増額と緊急事態の継続を通じた自由への制限」が行われているが、テロに立ち向かう最良の方法は、「現状に至った原因と過程を分析する民主的議論を平静に展開すること」である。したがって、「テロとの戦いの名目での国際関係の軍事化と軍事費増額」に反対する¹⁰²⁾。

そして平和白書は、新自由主義的政策による格差や貧困にテロの原因の一端を求め、次のように主張する。「金融資本主義改革や反社会福祉政策により、連帯と正義の原理に基づいた社会構造が掘り崩されている」。そのように社会が不安定化する中で、「イスラム原理主義運動に取り込まれ利用される」層が生じる。テロ対策は、「人権の充足と尊重、平和の論理と文化の促進を通して」行われるべきであり、「警察や軍隊による措置では問題を解決できない」。したがって、「緊急事態の続行や武器所持の一般開放を目論むあらゆる措置」に反対する¹⁰³⁾。

平和白書では、Ligue des Droits de l'Homme（人権連盟）の主導の下で約100の組織が署名した次のようなアピール文が紹介されている。「1986年以來、より大きな権力を警察に与え……（中略）……自由を制限する法律¹⁰⁴⁾が、テロとの戦いの文脈で積み上げられた」が、そのような対応は、安全保障に寄与するものではない。「私たちから自由を奪ってはならず、緊急事態は継続されてはならない」。

また、いくつかの県において、諸団体による次のようなアピールがあることも紹介されている。テロが発達した一要因は貧困であり、「人間の安

102) *supra* note 82), p. 28.

103) *supra* note 82), pp. 31, 33.

104) テロとの戦いに関する1986年9月9日の86-1020号法律のことと思われる。近年では、国内安全及びテロとの戦いを強化する2017年10月30日の2017-1510号法律が制定された。

全保障の強化と、市民の自由の強化」が重要である。そのために「必要な公役務の発展は、……(中略)……教育、文化、司法、都市政策、保健衛生などを組み込まなければならず、個人的・集団的自由のいかなる制限も付されてはならない」¹⁰⁵⁾。

このように、人々が困難な状況に置かれていることが平和を脅かすと考えており、それに対して、軍事的・警察的措置ではなく、社会福祉政策の必要性を説いている。

平和白書は、人権のために平和が必要であるとの視点も有しており、難民問題についての次のような見解から、そのことが窺える。紛争と軍事介入の結果、アフガニスタン、イラク、シリア、リビアなどで多くの難民が生じている。彼らはEU諸国に逃れようとしているが、国境を超えるのが困難で、目的地に到達しても、「留置施設や即席収容所における監禁や隔離の政策、個人の自由の制限、基本的人権の侵害、人間の尊厳にとっての有害な状況、労働市場での搾取に直面する」ことになる¹⁰⁶⁾。

このような状況に対し、平和白書は、「移民や難民とその保護について模範を示す」こと、すなわち、滞在への権利、働く権利、家族と生きる権利、子どもを就学させる権利を保障することを、フランスとヨーロッパに求めている¹⁰⁷⁾。そして、難民の保護にとどまらず、社会的・衛生的・教育的必要性のために、貧しい国の借金を解消することや、難民問題の発端である紛争を減らすために、武器の商取引を禁止することを主張している¹⁰⁸⁾。さらに、アフリカの仏軍基地の放棄や中東の非核化、軍事介入の

105) 以上2つのアピールにつき、*supra* note 82), pp. 71-72, 74.

106) *supra* note 82), pp. 20-21.

107) 具体的には、在留外国人の地方参政権と被選挙権をEU諸国民と同じ条件にすること、フランス国籍の取得を容易にすること、国と地方自治体がフランス語の習得に対する効果的な支援を行うこと、EUにおける居住に基づく市民権を確立すること、ヨーロッパ内でのビザを廃止し、自由な通行への権利を確保することなどを主張している(*supra* note 82), p. 88)。

108) *supra* note 82), p. 88.

中止など、多くの難民の出身地であるアフリカや中東に関する措置についても提言している¹⁰⁹⁾。

このように、難民の人権が保障されていないという状況に対し、武器取引や軍事介入をやめて紛争をなくすことが必要であると主張されている。

以上、テロ問題と難民問題に関する認識と提言から、平和と人権とを相互補完的に捉えているということが窺い知れた。実際、両者の関係を次のように述べた箇所もある。「社会的正義，民主主義，社会的・文化的・市民的権利なしに，持続的な平和はあり得ない。それは，社会，地域，レジオン，国内，国際のあらゆるレベルにおいてのことである。保健衛生，雇用，住居，教育は，エネルギー，輸送，水などのような公共設備と同じ理由で，今後の優先事項である。公役務は，これらの優先事項がきちんと保証されるための道具であり保証人である。……（中略）……これらの基本的な必要性の充足が保障されることによってのみ，貧困から生じる敵対関係や紛争を避けることが可能になる」¹¹⁰⁾。そして、「持続的な平和は，人間のあらゆる権利義務の行使の条件である」¹¹¹⁾。

(4) 平和主義と女性の人権

ここまで、平和白書の安全保障と人権をめぐる基本的な考え方を概観してきた。これを踏まえて、ジェンダー問題への言及を総覧する。ジェンダー問題に関しても、①平和の文化に関する宣言および行動計画や、②国連安保理決議1325号のような国際規範を活用することが主張されているため、順に紹介する¹¹²⁾。

109) *supra* note 82), p. 78.

110) *supra* note 82), p. 89.

111) *supra* note 82), p. 37.

112) このほかにも、平和に関する国連決議がジェンダーに言及する例はあり、例えば平和への権利宣言の前文では、「国連総会は、……（中略）……国の十分かつ完全な開発，世界の福祉及び平和は，あらゆる分野における男性と対等な条件での最大限の女性参加を追求することをも想起」と規定されている。

① 平和の文化に関する宣言において、平和の文化を定義した1条の(g)では、「女性および男性の平等の権利と機会均等を尊重し、その促進をすること」と規定され、3条では、平和の文化の十分な発達のために必要不可欠なこととして、「女性のエンパワーメントや意志決定のすべての段階で平等な参加を保障することによって女性にたいするあらゆる形態の差別をなくすこと」が挙げられている。

また、平和の文化に関する行動計画のB章は、「すべての関係者による国内的、地域的、そして国際的なレベルでの行動を強化すること」と題されており、各項目において、ジェンダーに着目した行動が次のように具体化されている。(9)教育を通じて平和の文化を育てる行動としては、(d)女性、特に少女たちへの教育への機会均等を保障すること、(10)持続可能な経済的及び社会的発展を促進する行動としては、(f)ジェンダーに基づくものの見方と、女性と少女のエンパワーメント、(16)国際的な平和と安全を促進する行動としては、(j)紛争の予防と解決に、女性のより多大な参加と活躍をすすめることである。

さらに、(12)女性と男性の間の平等を保障する行動として、(a)あらゆる国際文書の適用に当たってジェンダーの視点を貫くこと、(b)女性と男性の平等を促進する国際文書をさらに実現すること、(c)第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」¹¹³⁾を、適切な資源と政治的決意をもって実施すること、(d)経済的、社会的、そして政治的意思決定において女性と男性の平等を促進すること、(e)女性に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくすために、国連組織内の関連部局による努力をさらに強めること、(f)家庭、職場、そして武力紛争時を含めて、あらゆる形態の暴力の犠牲になっている女性への援助と支援の対策を講じること、という6つの行動が規定されている。

113) 1995年に北京宣言とともに採択されたもので、平和が女性の地位向上のための重要な要因であると示されている。1998年6月17日には、これをフォローアップする決議(A/RES/52/231)が国連総会で採択された。

平和白書は、随所でこの決議に言及しており、平和の文化のために、女性に対する暴力の根絶や女性のエンパワーメント、男女平等の促進が必要であると認識している。例えば、本節(2)で触れた第4計画の中では、特に女性に対する暴力並びにカップル間の暴力及びそれが子に与える影響に関する2010年7月9日2010-769号法律の厳正な適用を求めている¹¹⁴⁾。また、平和の構築が、女性の権利を含む様々な政策に関係しているとの認識から、平和省を創設し、その下で、あらゆる部門における平和のための政策を指揮することを提言している¹¹⁵⁾。

② 国連安保理決議1325号(S/RES/1325(2000))¹¹⁶⁾は、「女性、平和、安全」と題されたもので、2000年10月31日に採択された。国連広報センターによれば、同決議は、「安全保障理事会決議としてはじめて、戦争が女性に及ぼす独特の、不当に大きな影響を具体的に取り上げ、紛争の解決と予防、そして平和構築、和平仲介、平和維持活動のあらゆる段階への女性の貢献を強調した」ものであり、「国際的な女性の権利と平和、安全の問題を前進させる大きなきっかけとな」った¹¹⁷⁾。

同決議の前文では、女性と子どもが、「武力紛争により不利な影響を受ける者の圧倒的多数を占めており、ますます戦闘員や武力装置により標的とされている」ことが懸念されており、「紛争の予防および解決並びに平和構築における女性の重要な役割」、「平和と安全の維持および促進のあら

114) *supra* note 82), p. 87. 同法は、被害者の保護（保護命令制度の創設、被害者の権利の保障、携帯型電子的監視措置及び遠隔保護措置による被害者の保護、子の保護）、暴力の予防（学校における予防、記念日の制定、メディアにおける予防、女性に対する暴力に関する国の監視機関の創設）、暴力の抑圧（刑事調停の禁止、心理的暴力を含むあらゆる形態の暴力の処罰、心理的暴力の軽罪の新設）を定めたものである（長谷川総子「フランスの2010年ドメスティック・バイオレンス対策法」外国の立法258号（2013年）51-60頁）。

115) *supra* note 82), p. 97.

116) 以下、条文の訳は、国連広報センター（https://www.unic.or.jp/files/s_res_1325.pdf, 2022年9月23日閲覧）による。

117) 国連広報センター「背景資料 女性と平和、安全に関する安保理決議1325（2000）10周年～安全保障決議1325：重要な転機～」, https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2841/（2022年9月23日閲覧）。

ゆる取組における女性の平等な参加と完全な関与の重要性」, 「紛争予防と解決に関わる意思決定における女性の役割を増大する必要」が強調されている。そして、具体的な18項目の行動が提起されている。

平和白書は、「暴力の被害者で、権利において尊重されず、統治の領域にいない女性」と題された項目において、同決議を参照する。同項目では、女性が戦時性暴力の標的となることや、女性が平和の交渉から遠ざけられていることなどが問題視されており、同決議2の「紛争解決および和平プロセスにおける意思決定レベルに女性の参加を増やすこと」に関連して、次のような指摘がある。フランスでは、「男女平等についての様々な宣言と法……(中略)……や、パリテに関する最近の諸法律にもかかわらず、2016年に、女性は国会議員の25.7%しか占めていない。……(中略)……ヨーロッパでは、女性は人口の51.5%を占めているが、国会の議席の25.6%しか占めていない。世界では、2002年以来高等教育における女性の就学率が男性のそれを越えたにもかかわらず、……(中略)……『安全保障』に関わるものは、男性の仕事とされている」。女性が、政府の決定機関に入り、紛争の予防と解決に参画することは、「社会にとって、とりわけ平和の把握にとって極めて有望である」¹¹⁸⁾。

このように、平和白書は、女性議員比率の向上や政府の決定機関における男女共同参画を平和に資するものと考え、フランスやヨーロッパの政治部門における女性のエンパワーメントを提唱している。さらに、巻末付録においても、北京宣言および行動綱領や、「女性 2000 : 21世紀に向けたジェンダー平等、開発および平和」と名付けられた国連総会第23回特別会期の成果文書(A/S-23/10/Rev.1)とともに、国連決議1325号についての言及があり、その実行が呼びかけられている¹¹⁹⁾。

巻末付録では、編纂にかかわったフェミニスト団体の取り組みや発言も

118) *supra* note 82), p. 18.

119) *supra* note 82), p. 147.

紹介されており、ここからも、平和白書のジェンダー問題認識が窺える。

例えば、Marche Mondiale des Femmes の Régine Minetti は、次のように述べている。「構造的暴力は、女性の生活とその周囲に必然的に影響を及ぼす」。フランスでは、核装備の改良に税金が投入されている一方、社会福祉予算は削減され、350万人の女性が不安定な状況にある。したがって NATO 解体や核兵器廃絶といった軍縮のみならず、教育や医療のような社会的必要性の充足が必要である。そして、「平和と紛争予防のプロセスに女性が平等に参加するために、国連決議1325号の実行が求められる」¹²⁰⁾。

また、Initiative Féministe EuroMed の共同議長である Lilian Halls-French は、次のように述べている。「軍事化の文脈では、女性の権利が最初に犠牲にされる」。軍事費増大は社会保障への打撃につながり、女性が家庭に縛り付けられることになる。人間の安全保障は、男女双方を含む場合にのみその名に値するのであり、「決定のプロセス、とりわけ紛争管理や政治的变化のプロセスにおいて、女性が代表されること、フェミニストの声が聞かれることが急務である」。しかし、「安全保障分野における伝統的な概念領域からの女性の排除」、「女性を従属的地位に縛り付ける権力構造」、「非常に根深いジェンダーステレオタイプと女性のアイデンティティの神話（権力を握ることや難しい交渉を行うことへの女性の関心不足や不適性）」、「平和外交があらゆる面……（中略）……で男性の政治とされていること（女性は「女性の問題」について発言するためにのみ招かれる）」といった困難がある。そこで、「フェミニストや平和主義者の経験を集め知識を共有しなければならない」¹²¹⁾。

以上のように平和白書では、女性が戦争における犠牲者であるだけでなく、日常的な暴力の犠牲や、社会の軍事化・福祉削減における犠牲にもなることから、戦争のみならず、差別や貧困などの構造的暴力を含む暴力の

120) *supra* note 82), pp. 150-151.

121) *supra* note 82), pp. 142-144.

根絶を主張している。

第3節 小 括

第1節で取り上げた平和運動とフェミニズム運動は、いずれも平和問題とジェンダー問題に取り組んでいたが、それぞれの言説を分析すると、その認識には差異があるということが看取される。Mouvement de la Paixは、戦争だけでなくあらゆる暴力まで、平和のために根絶すべきものと捉えている。そして、とりわけ女性が戦争被害や暴力被害を受けてきたことから、平和の実現のために女性の直接的暴力被害をなくす必要があると主張している。また、平和の実現のためには、直接的暴力のみならず、貧困のような構造的暴力を根絶する必要があるとも認識しているが、女性と構造的暴力との関係についての言及はない。したがって、Mouvement de la Paixの認識からは、平和とフェミニズムを結ぶものとして、直接的暴力の否定が導き出されるが、構造的暴力については、平和との関係で認識するにとどまっているといえる。

他方、Femmes Solidairesは、女性が受ける様々な被害を理由に戦争や軍拡に反対しており、性暴力、DV、フェミサイドといった平時に女性に対してなされる暴力についても、それらがなくならない限り平和は訪れないと主張している。したがって、女性のために直接的暴力をなくし平和を実現する必要があるということになる。また、女性の貧困を問題視し、貧困や格差のような構造的暴力をなくす必要があるとしているが、平和と構造的暴力との関係についての言及はない。したがって、Femmes Solidairesの認識からは、平和とフェミニズムを結ぶものとして、直接的暴力の否定が導き出されるが、構造的暴力については、女性との関係で認識するにとどまっているといえる。

以上から、次のことが了知される。直接的暴力という点で、平和運動はジェンダー問題を、フェミニズム運動は平和の問題を、捉えており、現代の市民運動においても、非暴力が平和主義とフェミニズムとの結節点と

なっている。ただし、構造的暴力については、両運動共に根絶すべきものとしているとはいえ、平和運動は平和との関係で、フェミニズム運動は女性との関係で、しか認識していない。

このような認識は、両運動を含む様々な市民運動団体が結集して編纂した平和白書において止揚される。平和白書は、軍事による安全保障ではなく人間の安全保障を、そして、軍事同盟に基づく安全保障ではなく集団安全保障を構想している。また、テロを防ぐという名目での人権制約にも、人権保障の名目での軍事的措置にも反対しており、平和と人権は相互補完的なものと捉えられている。ここでは、平和と人権保障の実現のために、直接的暴力のみならず構造的暴力をなくすことも必要とされている。

そのうえで、ジェンダー問題への言及がある。平和白書からは、女性は、戦争被害や日常生活における暴力被害を相対的に多く受けるため、直接的暴力の根絶は、平和の実現のみならず女性の解放にとっても重要であるとの認識が読み取れる。また、女性の貧困や社会的地位の不安定さ、家庭への繫縛の要因は軍拡であるとして、女性と構造的暴力と平和も関連付けられている。構造的暴力の根絶も、平和と女性解放に不可欠とされているのである。

このように、平和運動とフェミニズム運動が、それぞれの問題としてしか認識していなかった構造的暴力の問題が、平和白書においては、平和主義とフェミニズムを結ぶものとして表れている。平和白書が、様々な平和運動団体やフェミニスト団体の共同作業で編まれたことにより、平和主義とフェミニズムとの結節点は、単なる直接的暴力反対から、構造的暴力を含むあらゆる暴力の否定に発展を遂げることができたものと思われる。

おわりに

本稿では、フランスの市民運動における平和主義とフェミニズムとの関係を検討してきた。その結果、両者の結びつきは歴史的にみられ、そのありようも発展を遂げてきたということが明らかになった。

第一次世界大戦前から、平和を求める女性運動があり、彼女たちの要求の中には男女平等も含まれていた。その運動は、平和主義とフェミニズムとの融合を目指していたが、実際には、平和と男女平等は、独立した2つの要求にとどまっていた。そして、この時期の運動においては、平和主義とフェミニズムを結ぶものとして、母性が認識されていた。当時の代表的な論者とされる Madeleine Vernet の言説¹²²⁾に象徴されるように、この時期のフェミニズムは多分に母性的なものであったため、ここで模索されていた平和主義とフェミニズムとの関係は、平和主義と母親との関係にしかなりえなかった。だからこそ、平和と男女平等は、別個の要求としてしか存在できなかったともいえる(第1章第1節)。

20世紀後半、両者の関係を解明する必要性が改めて認識され、そのための国際会議や研究が行われた。そこでは、平和主義者は必然的にフェミニストであり、フェミニストは必然的に平和主義者であるという主張がなされた。平和主義者は非暴力主義者であるから女性に対する暴力に反対するはずであること、女性は相対的に多く暴力被害に遭うから非暴力を求めるはずであることがその理由であった。このころから、平和主義とフェミニズムをつなぐものとして、非暴力が認識され始めたといえる。さらに、両者の結節点が母性から非暴力に移ったことにより、平和の実現と、男女平等や女性の権利の実現が、相即不離の関係にあるということが次第に明らかになってきた(第1章第2節・第3節)。

そして、現代の平和運動とフェミニズム運動のそれぞれにおいても、平和主義とフェミニズムを結ぶものとして、非暴力が読み取れる。ただし、暴力の概念を構造的暴力にまで拡張すると、両者の認識には差異がある。平和運動においては、構造的暴力はジェンダー問題としては認識されておらず、フェミニズム運動においては、構造的暴力の根絶は平和の追求とは関連していなかった。したがって、両者を結ぶものとして認識されている

122) Vernet, *supra* note 18).

非暴力の射程は、直接的暴力にとどまっていると考えられる（第2章第1節）。

しかし、両運動を含む様々な市民運動団体によって作成された平和白書においては、直接的暴力と構造的暴力の双方を含むあらゆる暴力の根絶が、平和の実現と女性の解放にとって必要不可欠であるとの認識が示されている。平和白書の編纂過程において、平和運動とフェミニズム運動の知見が結集されたことで、平和主義とフェミニズムの結びつきの理解が発展したためである。ここに、平和白書の大きな意義があるといえよう（第2章第2節）。

以上、フランスの市民運動における平和主義とフェミニズムの結節点は、母性から非暴力に進化を遂げ、暴力の射程には構造的暴力も含まれつつあるということを示してきた。ただし、母性主義からの脱却が、本質主義の克服を意味しているとは限らない。ここまで見てきた運動では、女性の暴力被害から平和主義が導かれる一方で、暴力の加害者としての女性という視点は一貫して欠如していた。女性が受ける被害が相対的に大きいことは確かであるとしても、女性をすべて被害者としてそれを平和要求の根拠とするのであれば、女性をすべて母としてそれを平和要求の根拠としていた往時の運動と相似してしまう。女性の加害者としての側面を直視する必要がある¹²³⁾。

フランスの女性は、これまで何らかの形で戦争に加担してきており、第一次世界大戦の際には、フェミニストもその一翼を担った。そして、戦争

123) この点、佐藤文香は、「被害者としての女」として始まった日本の女性の平和運動が、「慰安婦」に対する国家補償を実現できない「日本国民」としての加害者性、戦後一貫して基地の負担を沖縄に押し付けてきたという本土の住民としての加害者性、南北格差の中に生じる各地の紛争に対し繁栄を享受してきた「北側」の人間としての加害者性を自覚して発展してきており、フェミニズムの中に「女性に対する暴力」を家庭から職場から戦場まですべてひとつながりのものとして提起する動きが生じている一方で、「軍隊と女性」という問いから女性兵士を包摂し損ねることによって、再び「すべての女は被害者」という光景が示されてしまっていると指摘する（佐藤・前掲注3）331頁）。

への賛否を巡る当時のフェミニストの立場の分岐は、女性兵士問題の一つの示唆を与えるものと考えられる。戦争に反対したフェミニストが、平和主義と女性解放との関係性を追究し、それがフェミニズムを発展させることにもつながったのと裏腹に、戦争に加担したフェミニストは、少なくとも戦争中には平等要求を後退させることになった。その理由や経緯については検討が必要であるが、ナショナリズムに取り込まれたという面は否定できないであろう。筆者は以前、女性兵士の実態から、ミリタリスト平等イデオロギーにおける平等志向の維持が困難であることを示した¹²⁴⁾が、このような歴史的事実を見るにつけても、軍隊内男女平等を推進するフェミニストが平等要求を貫けるのかという疑義は弥増すばかりである。

さらに、女性は、少なくとも参政権を獲得した1944年以降は、軍事介入や植民地問題の責任も共有することになる。そして、軍隊への女性の参入は、女性をますます暴力の加害者にする。非暴力によって結びついたフランスの市民運動は、論理的には女性の軍隊参入に反対するはずであるが、これまでのところそれが明言された文書は見当たらない。しかし、フランスは、世界有数の女性兵士比率を誇り、軍隊への女性の参入推進にも熱心な国であり、フランスの市民運動は、早晩女性兵士問題に向き合わざるを得なくなるだろう。そのことにより、女性の加害の視点と軍隊自体の問題性がはっきりと認識され、非暴力を核とした平和主義とフェミニズムとの紐帯も一層明晰になるのではないかと期待する。

124) 拙稿「フランスにおける女性軍人の法的取扱いとその実態(3・完)」立命館法学398号(2021年)82-84頁。